

## 令和3年度公立甲賀病院組合行政監査報告書（第3四半期）

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、公立甲賀病院組合の事務の執行につき行政監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

### 記

1. 日時 令和4年1月26日（水）13時40分から
2. 場所 本院 診療棟3階 会議室3
3. 監査対象  
公立甲賀病院組合一般会計
4. 監査委員  
田中 暢太佳（識見を有する者）  
堀田 繁樹（議会選出者）
5. 出席者  
公立甲賀病院組合  
会計管理者 岸村 守  
事務局長 中尾 博志
6. 監査・方法
  - (1) 書類の審査
  - (2) 資料に基づく説明の聴取

## 7. 重点項目

監査を効果的に実施するため、次のとおり重点項目を設定した。

- (1) 公立甲賀病院組合個人情報保護条例の運用状況について

## 8. 監査結果

重点項目に関して、条例第10条及び第11条の条文を中心に担当職員から説明を聴取し、監査を実施した。

監査結果の基本的な考えは令和3年9月に実施した行政監査と同様であり、個人情報保護の重要性を組織全体で共有し、条例に基づいた適切な対応を推進するとともに、場合によっては、危機管理などの観点から、今の条例の定めでよいのか、あるいは世間の流れ（趨勢）に沿っているのか、などの定期的な確認の実施を検討されたい。又、令和5年4月から地方公共団体に対しても改正個人情報保護法が適用される予定であるので、条例改正準備を含め適切に対応されたい。

(令和3年9月行政監査結果報告 再掲)

個人情報の取り扱いについては、昨今の社会情勢からすると、組織経営の最重要課題の1つである。

その取り扱い方法を誤ると、社会的信用を失い、組織経営に多大な影響を及ぼす。

(内容によっては当該組織の致命傷になり兼ねない。)

そういったことから、個人情報の取り扱いについては、十分な注意を払う必要があり、正確で確実な業務処理が求められる。

つまり、個人情報を取り扱う関係者全員が、ほぼ同じレベルで認識・理解し、「だれが」「いつ」「どこで」取り扱っても同じ結果になることが必要である。

については、その取り扱い方法を、関係者全員が理解できるような内容での組織の統一ルールとして明確にし、関係者全員が確実に対応できるように徹底する必要がある。

こういった観点から、次に掲げる項目の検討をお願いしたい。


- (1) 全ての保有個人情報を、確実に・迅速に確認できるように、保有個人情報の定期的な洗い出しと当該情報の一元管理などの方法による管理方法の徹底の検討をお願いしたい。
- (2) 個人情報には、収集・使用・保管・廃棄の局面があり、当該局面を強く意識して、それぞれの局面での具体的な取り扱いルールの作成の検討をお願いしたい。特に、廃棄については、条例に具体的な手順などの定めがなく、明確にすることの検討をお願いしたい。
- (3) 上記(2)とも関連するが、現在、個人情報の取り扱いについての定めは、条例のみであり、しかも読み難く、関係者全員が同じレベルで理解することは厳しいのではないかと考える。

よって、当該条例の内容が容易に理解でき、統一的に守られるよう、具体的な内容の業務フローや業務手順書（業務マニュアル）の策定の検討をお願いしたい。

- (4) 個人情報の流出や紛失等の事故が起こったときの対応方法のルール化の検討をお願いしたい。
- (5) 個人情報の取り扱いに関する推進体制や管理体制（責任体制）が定められていないため、個人情報の取り扱いに関する施策の策定や推進、施策の実施状況の確認（フォロー）をだれが責任をもって担当するのか、分かり難い。経営レベル、部門レベルでの責任者や担当スタッフを含む体制の確立の検討をお願いしたい。
- (6) 法人（病院）においても病院組合と同じ個人情報保護条例が制定されている。病院組合において、条例への対応に課題が確認されており、病院組合として、法人（病院）における条例への対応状況（関係者による条例の理解や取り扱いの実態など）の確認の検討をお願いしたい。

令和4年1月26日

公立甲賀病院組合  
管理者 岩永 裕貴 様

監査委員 田中暢大佳 

監査委員 堀田環衛 